

回 覧

令和8年7月10日

有害鳥獣の捕獲について

標記の件につきまして、販売用農作物に係る対象被害が発生した場合、鳥獣の捕獲を実施します。

地区内の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただけますようお願いいたします。

記

- 1 捕獲鳥獣 カラス（ハヅト、ハシバリ）
- 2 実施区域 羽茂村山地内の果樹園地付近
- 3 捕獲方法 銃器による捕獲
- 4 実施期間 令和8年7月17日（金）～令和8年8月31日（月）
- 5 実施時間 午前5時30分～午前8時30分、
午後3時00分～午後5時00分

有害鳥獣の捕獲は農作物の被害を防止するためやむを得ず実施するものであり、野生鳥獣保護の立場から事前調査を行い、最小限の捕獲をするものです。
何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

○問い合わせ先
佐渡市有害鳥獣被害対策協議会
（佐渡市 農林水産部
農業政策課 農業企画係）
電話 63-5117（直通）